

映画

沈黙の50年

～国から子どもをつくってはいけないと言わされた人たち～



旧優生保護法問題について知ろう －共に学び、共に考える－

旧優生保護法によって被害を受けた人々の声を通して、私たちは何を学び、どう向き合うべきか。

旧優生保護法問題、そして補償法の現状について学び、優生思想の根絶に向けて私たちができることについて、共に考えます。

主催:都城市聴覚障害者協会



映画あらすじ

「元の身体に返して、二人の赤ちゃんを返して」と訴え続けて亡くなった喜美子さん、木工職人の竇二さん。いじめと暴力に耐え続けてきた沈黙の幾歳月。ろうあ連盟の被害者調査をきっかけに、仲間の励ましに「差別のない社会を」と提訴を決断された小林さん夫婦。その凄絶な人生をたどります。そして各地で沈黙を破って自分を語り始めた被害者の証言、共に歩む仲間の訴えを紹介します。

- ・日 時：2026年1月18日（日）
1回目⇒午前10時上映（受付 午前9時30分～）
2回目⇒午後1時30分上映（受付 午後1時～）
- ・会 場：都城市総合社会福祉センター
3階大集会室
- ・参加費：前売券⇒1,000円（高校生以下無料）
当日券⇒1,200円（高校生以下無料）

旧優生保護法(1948～1996)は、「不良な子孫の出生を防止すること」を目的として制定され、障害のある人々などに対し、本人の同意のないまま不妊手術などが行われてきました。

1996年に母体保護法に改正されましたが、被害者の救済や名誉回復の問題は長く置き去りにされてきました。

現在、国による謝罪が行われ、被害者への補償が進められていますが、補償法の利用は進んでおらず、国民の理解も十分とは言えません。

真の「人権の尊重」とは何かを社会全体で考え続けることが求められています。

私たち一人ひとりが生きる権利や尊厳について考え、優生思想の根絶と、共生社会の実現に向けて共に歩む社会を作るための機会としましょう。

申込・お問い合わせ先

都城市聴覚障害者協会 TEL:070-4690-3212(携帯) FAX:0986-23-0885